

日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

第三部 労働政策

第二編 再軍備と治安対策の強化

第五章 集団示威取締法案および他の治安対策

一 一九四八年七月の福井市条例にはじまったいわゆる公安条例は労働運動や大衆運動の抑圧に大きな力を発揮したが、かねがね憲法違反の疑が濃厚であるとして強く反対されていた。しかも、平和条約の締結をひかえ、政府では治安立法の一つとして各地の条例を一つの法律にすることを考え、十一月には法務府で「集団示威運動等の届出に関する法律案」を作成した。これは一九五〇年六月、集会・デモの制限につき総司令部から出されたいわゆるウィロビィ書簡(本年鑑第二四集参照)を国内法として残そうとする内容をもっているものである。

集団示威運動等の届出に関する法律案

第一条(目的)この法律は、集団示威運動、集団行進、または集会(以下集会等という)が公衆の生命、身体、自由または財産に対し、直接の危険を生ずることなく適正に行われるように保障することを目的とする。

2 この法律の適用にあたっては、言論および思想の自由を制限しないように留意しなければならない。

第二条(集会等の届出)集団示威運動、公共の場所における集団行進、または公開の集会を行おうとするものは、あらかじめ公安委員会(都道府県公安委員会、市町村公安委員会、または特別区公安委員会をいう。以下同じ)に届出なければならない。ただし、左の各号に当るものはこの限りでない。

一、もっぱら体育または慰安のみの目的で行うもので、氣勢を張る行為を伴わないもの。二、通常の冠婚葬祭等一般の慣例として行うもの。

三、官公庁または学校が職務として行うもの。

四、選挙に関する法令その他の法令の規定により行うもの。

五、法令の規定により、行政庁の許可を受けて行うもの。ただし許可が場所または施設の使用のみに関するものであるものを除く。

第三条(届出の手續)前条の届出は、集会等の主催者(そのものが団体であるときは、その代表者)から集会を行う日時の日時の四八時間前までに、左の事項を記載し、署名し、印を押した届書およびその複本二通を、集会等の実施場所(行進については、その集会から解散に至るまでのすべての場所をいう。以下同じ)を管轄する警察署(二以上の管轄警察署が存するときは同一公安委員会の管理に属するものごとに、その適宜の一とする)を経由して、その実施場所を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

一、主催者の住居、氏名、年令および所属団体名。ただし、主催者が団体であるときは、その名称および事務所の所在地ならびに代表者の住居、氏名、年令。

二、当該集会等の実施に至るまでの間に、公安委員会の命令、処分その他の措置について送達を受けるべきもの(以下送達受領者という)の住居および氏名、ならびに受領者が、届書を差し出した警察署の管轄する区域内で送達を受けるべき場所および方法。

三、集会等の実施場所において当該集会等を統轄するもの(以下統轄者という)の住居、氏名、年齢および所属団体名。

四、道路における行進の場合については、その隊形および各隊の指揮者の住居、氏名、年齢および所属団体名。

五、集会等の開始および終了の日時。

六、集会等の実施場所、進路およびその略図。

七、参加予定団体の所在地および名称、ならびにその代表者の住居および氏名。

八、参加予定人員および参加団体別予定人員。

九、集会等の実施時にその統轄者および指揮者の役割を示す腕章その他の着用標識の様式。

一〇、集会等の種別、目的および名称。

2 略

第四条(届出の効力)公安委員会は第三条の規定による届出が左の各号の一にあたる場合には、これを受理してはならない。ただし公安委員会は容易に補正し得ると認める場合には補正を許すことができる。

一、前条に規定する要件を具備しないとき。

二、届書に虚偽、または架空の記載があるとき。

三、届書の記載が抽象的で、集会等の実施の日時、または場所を特定し得ないとき。

四、届出をした者が一四才に満たない者または禁治産者であるとき。

五、届書に記載された集会等の実施が法令の規定に違反するものであるとき。

2、3 略

第五条(届出の受理)第三条の規定による届出があったときは公安委員会は、前条第一項に規定する場合を除くほか、届書の複本一通に受理の証明として、当該集会等の開始日時の二四時間前までにこれを送達受領者に送達しなければならない。

2 略

第六条(公安委員会の命令)公安委員会は、第三条の規定による届書を受領した場合において、集会等の秩序を保持し、公衆の生命、身体、自由または財産に対する直接の危険を避けるため、左の各号に掲げる事項の範囲内において集会等の実施の条件を定め、その遵守を命ずることができる。

一、じゅう器、凶器その他の危険物携帯の制限等危害防止に関する事項。

二、道路における蛇行進、または座り込みの禁止、または繁華街その他とくに公衆の通行の頻繁な地域における交通秩序維持に関する事項。

三、統轄者、指揮者の資格、または能力の指定、参加人員の制限集会等の秩序に関する事項。

四、夜間または学校、図書館、病院等の周辺における静穏保持に関する事項。

五、官公庁の事務の妨害防止に関する事項。

2 略

3 第一項の場合においては、公安委員会は必要やむを得ないと認めるときに限り、集会等の実施場所、進路、または日時の変更を命ずることができる。

第七条(禁止命令)公安委員会はこの法律の規定により届出を要する集会等が行われようとする場合において、当該集会等の実施が公衆の生命、身体、自由、または財産に、差し迫った危険を及ぼすことが明かで、他にこれを避ける適切な手段がないと認めるときは理由を示して、当該集会等の禁止を命ずることができる

第八条(送達)略

2 公安委員会は前項の送達のほか、必要があると認めるときは、その命令、または処分の要旨を統轄者、指揮者、その他の参加者に通知し、または集会等の実施場所に掲示することができる。

第九条(公安委員会の権限)略

第一〇条(警察職員の権限)略

第一一条(罰則)第二条の規定に違反して届出をせず、または第七条の規定による禁止命令に違反して集会等を主催し、統轄し指揮し、または率先助勢したものは一年以下の懲役、もしくは禁固、または五万円以下の罰金に処する。

2 第三条の規定により届出た事項もしくは第六条第三項の規定による公安委員会の命令に違反して集会等を主催し、統轄し、指揮し、もしくは率先助勢したもの、または情を知って第二条の規定に違反して届出をせず、もしくは第七条の規定による禁止命令に違反して行われる集会等に参加したものは、六月以下の懲役もしくは禁固、または三万円以下の罰金に処する。

3 左の各号の一に当るものは、一万円以下の罰金に処する。

一、情を知って第三条の規定により届出た事項、もしくは第六条第二項の規定による公安委員会の命令に違反して行われる集会等に参加したもの、または第六条第一項の規定による公安委員会の命令に違反したもの。

二、第三条の規定による届出に虚偽の記載をしたもの、または虚偽の届出をしたもの。

三、第九条の規定による公安委員会の出頭命令に応ぜず、報告せず、もしくは虚偽の報告をし、または答弁せず、もしくは虚偽の答弁をしたもの。

四、正当の理由なく第五条第二項の規定に違反して受理証明を受けた届書を携帯せず、または呈示しないもの。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

